## 鳥取県告示第 444 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 13 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名(名称及び代表	住所(主たる事務	居宅サービス事業を行	居宅サービス事業を行	亦更仁日日
者の氏名)	所の所在地)	う事業所の名称	う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人鳥取	鳥取市伏野2259-	外部サービス利用型指	東伯郡湯梨浜町大字上	平成20年4月1
県厚生事業団	43	定特定施設入居者生活	浅津70-1	日
理事長 西原昌彦		介護事業所母来寮		
"	11	ははき訪問介護事業所	11	"